第一条の二第三項の表法第五十七条の十第一項の項を次のように改める。

法第五十七条の十第一項	該当するもの（	該当するもの（同法第四条の七に規定する受託法人並びに
	同条第二項	法人税法第五十二条第二項

第一条の二第三項の表法第六十八条の五十九第一項の項の中欄中「該当するもの」を「該当するもの（」に改め、同項の下欄中「該当するもの、」を「該当するもの（」に改め、「受託法人」の下に「及び」を加える。

第三条の二第六項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改める。

第三条の二の二第十五項中「第二条第二項第十九号」を「第二条第二項第十八号」に改め、同条第二十一項中「すべて」を「全て」に改める。

第四条の七の二に次の一項を加える。

3　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三十条の三の規定は、法第九条の四の二第四項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

第五条の三第二項中「、第十条の二の三第三項及び第四項」を削り、「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」を「及び第四項、第十条の五第一項」に改める。

第五条の四を削る。

第五条の四の二第一項中「第十条の二の三第一項第一号イ」を「第十条の二の二第一項第一号イ」に改め、同条第二項中「第十条の二の三第一項第一号ロ」を「第十条の二の二第一項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第十条の二の三第一項第二号イ」を「第十条の二の二第一項第二号イ」に、「第七十二条」を「（昭和五十四年法律第四十九号）第七十二条」に、「第十四条第一号」を「（昭和五十四年政令第二百六十七号）第十四条第一号」に改め、同条第四項中「第十条の二の三第一項第二号ロ」を「第十条の二の二第一項第二号ロ」に改め、同条第五項中「第十条の二の三第一項第二号に」を「第十条の二の二第一項第二号に」に改め、同項第一号中「第十条の二の三第一項第二号イ」を「第十条の二の二第一項第二号イ」に改め、同項第二号中「第十条の二の三第一項第二号ロ」を「第十条の二の二第一項第二号ロ」に改め、同条第六項中「第十条の二の三第一項第二号」を「第十条の二の二第一項第二号」に改め、同条第七項中「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条第八項中「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、「、第十条の二の二第三項及び第四項」を削り、「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」を「及び第四項、第十条の五第一項」に改める。

10　法第十条の二の二第六項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

第五条の四の二を第五条の四とする。

第五条の五第八項中「、第十条の二の三第三項及び第四項」を削り、「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」を「及び第四項、第十条の五第一項」に改める。

第五条の六を次のように改める。

第五条の六　削除

第五条の七第一項中「第十条の五第一項」を「第十条の四第一項」に改め、同条第二項中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条第三項中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、「、第十条の二の三第三項及び第四項」を削り、「第十条の四第三項、第四項及び第六項、第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同条第四項中「第十条の五第四項」を「第十条の四第四項」に、「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改める。

第五条の八第一項及び第二項中「第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同条第三項中「第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に、「第二条第一項」を「（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項」に改め、同条第四項中「第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同条第五項中「第十条の二の三第三項及び第四項」を「及び第四項」に改め、同条第六項中「第十条の六第二項第一号」を「第十条の五第二項第一号」に改め、同条第七項中「第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に改める。

第五条の九第一項中「第十条の七第一項」を「第十条の六第一項」に改め、「、第十条の二の三第三項及び第四項」を削り、「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」を「及び第四項、第十条の五第一項」に改め、同条第二項中「第十条の七第一項」を「第十条の六第一項」に、「第十条の二の二第一項後段」に改め、同条第三項中「第十条の七第一項」を「第十条の六第一項」に、「第十条の二の二第十二項、第十条の二の三第十項」を「第十条の二の二第十項」に、「第十条の四第十二項、第十条の五第十項及び第十条の六第五項」を「第十条の四第十項及び第十条の五第五項」に改める。

第五条の十一を削る。

第六条第一項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、「次項」の下に「及び第三項第二号」を加え、同条第二項中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第十一条の二第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる指定集積事業（同項に規定する指定集積事業をいう。）の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十九条第一号に掲げる業種に属する事業　五十億円

二　農林漁業関連業種に属する事業　三十億円

第六条の二の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十一条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が三百四十万円以上のものとする。

2　個人が、その取得し、又は製作した機械及び装置につき法第十一条の三第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械及び装置につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該機械及び装置が同項に規定する特定農産加工品生産設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第十条に次の一号を加える。

七　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第四十五条又は第四十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二又は第十一条の二（第二項に係る部分に限る。）の規定

第十二条第一項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第二十条の三第一項」を「第二十条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十三項第一号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の二第一項」に、「同条第二項」を「同項」に、「、同項」を「、同条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。